

宣言書

夫れ労働は萬物創造の淵源にして人類の諸文化は労働者が労働を提供するに依りて生長し發達する也。労働無くば人類社會の繁榮は一日も是を保つべからず。而も此貴重なる人生の責務を遂行する労働者の社會的地位は從來甚だ脆弱にして常に下層階級の名を以て卑まれ居たり。是れ吾人の甚だ怪訝に堪へざる處なりとす。

労働者は須く自己の正當なる権利を自覺し自己の經濟的社會的地位の向上を計らざるべからず。而して此要求の第一條件は先づ労働者相互の結合にあり。労働者は實に團結せざるべからず。

坑夫は労働者中、最も代表的なるもの也。其労働の性質に於ても、其數に於ても、常に坑夫は他の労働者の先頭に立てり。而して坑夫は數に於ても亦全労働者中の大多數を含む。從而して労働者の團結は先づ同職労働者の團結を以て第一要件とす。漫然、多種多様の労働者を集合し、是に向つて無責任なる煽動的言辭を弄するとも、それは労働者にとり百害ありて一利無き也。吾人は労働者の眞摯なる向上を根本目的とす。吾人は同職労働者の團結を缺く労働組合を無價値なりと信す。是れ我が全國坑夫組合が堅く會員を坑夫に限る所以也。

全國坑夫組合は全日本の鑛山及炭山に労働する坑夫の總同盟也。労働者の團結は決して一地方に限局すべからず。必ず全國の同職労働者の大同團結ならざるべからず。英國、獨逸、佛國、米國等の坑夫組合を見るに常に全國的に相結合し統一の聯絡を保ちて活動しつゝあり。我が全國坑夫組合も亦全日本の坑夫の統一の機關たることを目的とするもの也。

全國坑夫組合は別刷趣旨書の如く共濟、法律事務、労働爭議調停、教育、職業紹介の五大事業を經營す。漫然労働者を團結するも事業を行はざれば労働者にとりて何の益する處あらんや。本組合は全坑夫階級の地位と智識と技術との向上の爲めに以上の五大事業の經營に任ずるもの也。

今や労働問題の聲、全國に漲り、諸種の險惡なる思潮は全労働者階級を襲はんとす。吾人は労働者を解せず、また労働者を益することなき空想家の奇矯の言辭を排す。労働者は實利的に向上し發達し行かざるべからず、此秋に當り堅實なる同職組合を設立することは實に焦眉の急たる也。

全國の坑夫諸君。我が全國坑夫組合は諸君の中央機關として生れたり。本組合は諸君の家也。諸君の故郷也。本組合の設立者は諸君の安寧と幸福との確立を終生の目的とす。冀くは來りて全國坑夫の總同盟たる本組合に加盟せよ。

右設立に當り宣言す。

東京市麻布區今井町九番地

全國坑夫組合本部

會長	河井榮藏
副會長	法學士 石渡春雄
共濟主任	高島信次
庶務主任	坂口義治
會計主任	中村英作
地方主任	田山正造

二 相互扶助及自治の
坑夫は他の労働者と異りて、二百年來の長い歴史を有する。其の間に相互扶助の精神が他の何れの労働者よりも發達してゐる。奉願帳制度が非常の美しき精神の發露である。

前記述べたやうに労働者は自己の地位を高めて相互扶助及び自治の二大精神ありてこそ最も高貴なる労働者である。諸君は歴史の傳統的に此二大精神を有する。益々此二大精神を發揮して、堅く團結せよ。來りて全國坑夫組合に加盟し諸君の命を有する。

三 本組合の五大事業
労働者は漫然團結しても、何にもならない。其の社會的地位の増進を計らねばならない。わが全國坑夫組合は漫然たる團結を目的とせず、遂行を根本目的とするのである。

一 共濟
鑛山労働は甚だ危険の伴ふ労働である。坑夫の命を損し又大怪我をなし、一生を廢疾のうちにて不慮の災に逢ひ一生を廢疾のうちにて送らねばこの爲めに坑夫間では古くより奉願帳の制度がこと出来るのである。然し奉願帳には色々のたりしてゐては却て病氣を重くする。また小さな病氣を重くする。そこで我が全國坑夫組合では本組合に加入する坑夫は必ず奉願帳に加入し、本組合で引受け完全な收容と保護に任ずるの附帳の形式であつてもよい。然し輕微の病人も、に從ひ發病地にて治療を加ふるも全治せざる者

二 法律事務
今日の法律は甚だ複雑であつて、普通の人間が其の法律上の權利の主張をなし、また一般人事務を處理することは困難であつて、専門の法律家を招くことがあつて、我全國坑夫組合では専門の法律家を招き、其の法律上の權利の主張をなし、また一般人事務を處理する。

三 職業紹介
坑夫諸君の中には事業の都合で急いで解雇される者がある。また鑛山主の中には急に坑夫が不用になる者がある。全國坑夫組合は平生から全国的労働者を求むるが爲めに、鑛山主には被雇者を紹介し、以て坑夫の有用な鑛主には被雇者を紹介し、以て

四 労働爭議調停
賃銀や労働時間や設備等の労働條件に關して坑夫側と鑛山主と交渉し正當の要求の實現を起らぬやうに、その前に圓滿な解決を遂ぐることを期す。

五 教育
人間と生れて充分に教育を受けられぬほど不教育を受け難い地位におかれてゐる。我々は此不教育の發行に依り坑夫諸君の知識を發達し、まうと思ふのである。

四 組合員の權利義務及
苟くも鑛山に労働する坑夫である以上、何人も組合員に加入した人は何人も組合の事業から生ずる利益を享受し、組合の事業に協力し、毎月